

## 一般社団法人山形県理学療法士会 倫理規程

山形県理学療法士会は、会員が理学療法士としての使命と職質を自覚し、常に自らを修め、律する基準として、ここに倫理規程を設ける。

### 【基本精神】

- 1 会員は、国籍・人種・民族・宗教・文化・思想・信条・門地・社会的地位・年齢・性別などのいかににかかわらず、平等に接しなければならない。
- 2 会員は、県民の保健・医療・福祉のために、自己の知識、技術、経験を社会のために可能な限り提供しなければならない。
- 3 会員は、専門職として常に研鑽を積み、理学療法の実践に努めなければならない。
- 4 会員は、業務にあたり、誠意と責任を持って接し、自己の最善を尽くさなければならない。
- 5 会員は、後進の育成に努力しなければならない。

### 【遵守事項】

- 1 会員は、保健・医療・福祉領域においてその業の目的と責任の上に立ち、治療と指導にあたる。
- 2 会員は、治療や指導の内容について十分に説明する必要がある。
- 3 会員は、他の関連職種と誠実に協力してその責任を果たし、チーム全員に対する信頼を維持する。
- 4 会員は、業務上知り得た情報についての秘密を守る。
- 5 会員は、企業の営利目的に関与しない。
- 6 会員は、その定められた正当な報酬以外の要求をしたり、收受しない。